

# 障害厚生年金について

## 障害厚生年金の請求もれはありませんか？

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件を満たした方が、厚生年金保険の被保険者である間に、初診日のある病気やケガにより、3級以上に該当する程度の障害状態となったときに受給できる年金です。障害状態であるかは、所定の診断書等を提出し、1級から3級に該当する程度の障害状態にあるかを診査します。

障害厚生年金は在職中であっても支給されますが、平成27年9月までに初診日がある方に支給される障害共済年金（経過的職域加算額）は、支給停止となります。

また、障害等級が1級または2級に該当しますと、障害厚生年金等に加えて日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。



### 障害年金の種類と等級

	1級	2級	3級
障害厚生年金等 (共済組合が支払い)	障害厚生年金 ※1、※2	障害厚生年金 ※1、※2	障害厚生年金 ※1
障害基礎年金 (日本年金機構が支払い)	障害基礎年金 974,125円 (平成29年度)	障害基礎年金 779,300円 (平成29年度)	

※1 平成27年9月までに初診日がある場合、組合員期間に応じた障害共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

※2 障害等級が2級以上に該当し、その方によって生計を維持する65歳未満の配偶者がいるときは加給年金額が加算されます。

## 障害厚生年金の受給要件

### 障害厚生年金の受給要件

#### ●保険料納付要件を満たしていること

初診日の前日において、次の1または2の保険料納付要件を満たしている必要があります。

1. 初診日のある月の前々月までの保険料を納めていなければならない期間のうち、滞納している期間が3分の1以上ないこと。
2. 平成38年3月31日以前に初診日がある場合、初診日のある月の前々月までの1年間に滞納している期間がないこと。

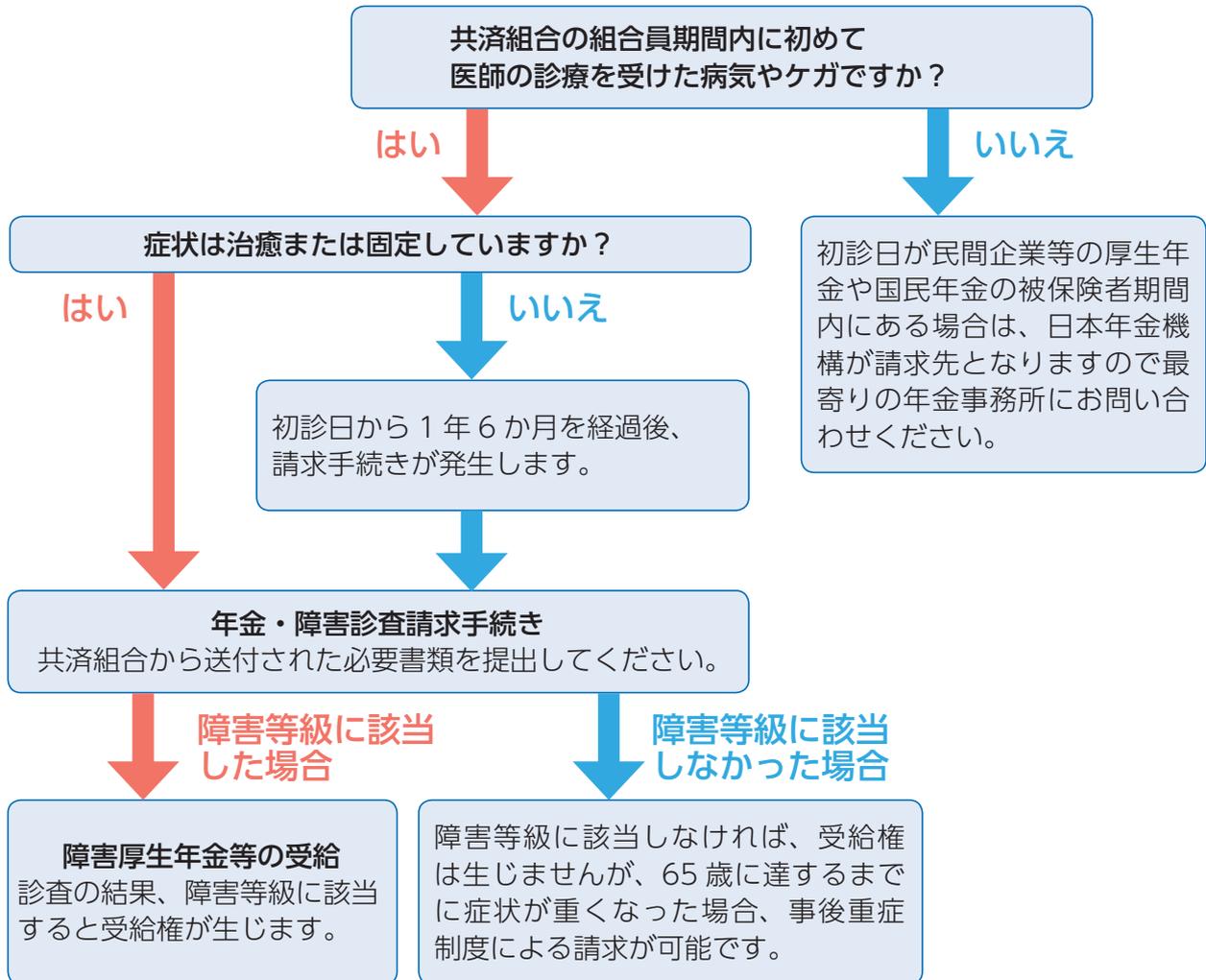
#### ●厚生年金保険の被保険者である間に「初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）」があり、次のいずれかの状態になったとき

1. 「障害認定日（初診日から起算して、1年6か月を経過した日）※注」において、障害等級が1から3級の障害程度に該当したとき。

※注 1年6か月を経過しなくても、その期間内に病気やケガが治ったとき、または症状が固定して治療の効果が期待できない状態に至ったときは、その日が障害認定日となる場合があります。例：人工透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日、ペースメーカーまたは人口弁を装着した日など

2. 障害認定日時点では障害等級が1から3級の障害程度に該当しなかったが、65歳に達するまでに症状が重くなり、3級以上の障害等級に該当する状態となったとき。（事後重症制度）

## 障害厚生年金等の請求手続きについて



## 請求手続きに関する注意点

1. 障害厚生年金の等級は、身体障害者手帳などの等級とは異なります。
2. 障害厚生年金等の請求が遅れますと、初診日・障害認定日の確定や、障害認定日時点の診断書作成が困難になる場合がありますので、在職中の方であっても早めにご相談ください。病気やケガの状況などをお伺いし、必要書類を送付いたします。
3. 民間企業等に勤務した厚生年金の被保険者期間を有する方であっても、共済組合の組合員期間内に初診日があるときは、共済組合が請求先となります。  
この場合、民間企業等の厚生年金の被保険者期間も含めて共済組合が年金の決定・支払いを行います。

## 障害厚生年金等を請求する場合にはその傷病に関する

### 『初診日』が重要です

障害厚生年金等を請求する場合には、共済組合へ傷病に関する診断書を提出していただき、年金の支払者である全国市町村職員共済組合連合会にて障害認定されることが必要です。

障害認定を受ける際には、原則その傷病にかかる初診日が確認できる医証（診断書等）が必要です。

#### ★障害認定されず障害厚生年金を受給できないケースを紹介します★ 共済 太郎さんの場合

太郎さんは、市役所に勤めて25年になりますが、およそ20年前に職場でのストレスが原因で休職し、クリニックを受診しました。そのクリニックでの投薬治療が大変効果的で、無事に復職し働くことができるようになりました。

しかし・・・

今から3年前、人員削減により職場環境が大きく変わったことをきっかけに気分が重くなったり、体調を崩すようになり、再度クリニックを受診したところ「うつ病」と診断され、退職しました。

以上の経過を踏まえ、在職中の傷病が原因であることから、障害厚生年金請求手続きをしたものの、今回発症したうつ病と20年前の受診が関連する場合、当時の初診日を確認する診断書が必要となります。

病院に診断書の作成を求めると、「初診が古すぎて、その時のカルテは保存期限も経過して残っていないから、証明はできません。」と回答されました。

そうなるので、初診日確認ができないため、障害厚生年金の受給ができなくなる場合があります。

#### ★★★まとめ★★★

在職中の傷病が原因で障害厚生年金を受給できる可能性もあることから、休職した場合や、今後休職の予定がある場合などは、早めに共済組合事務担当課や共済組合年金課へ相談願います。